

規制の事前評価書

政策の名称	地域で過剰な病床の機能への変更の防止・不足する病床の機能への変更		担当部局名	医政局総務課	作成責任者名	総務課長 土生 栄二	評価実施時期	平成26年2月	
法令案等の名称・関連条項	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)(以下「新医療法」といいます。)第30条の15から第30条の18まで								
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 社会保障制度改革国民会議の「社会保障制度改革国民会議 報告書 ～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」(平成25年8月6日)において指摘されているとおり、高齢化に伴い患者が急増することによって、医療需要が量的に増加するだけでなく、疾病構造も変化したし、求められる医療もそれに合わせた形で変化する中で、医療資源を有効に活用し、より質の高い医療提供体制を実現するため、医療機能の分化・連携を推進することが課題となっています。</p> <p>【規制の目的、内容】 (過剰な病床の機能への変更の防止) ・ 都道府県知事は、医療機関の管理者から、病床の機能の報告制度(新医療法第30条の13)において、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能の報告を受けた場合等において、当該基準日後病床機能が地域において過剰であるときは、当該医療機関に対し、基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由等を記載した書面の提出を求めることができます。(新医療法第30条の15第1項) ・ 理由等を記載した書面の提出を求めた場合に、都道府県知事は、当該理由等が十分なものでないときと認めるときは、当該医療機関に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができるとし、その求めがあった場合には、当該医療機関はこれに応じるよう努めなければならないこととします。(新医療法第30条の15第2項及び第3項) ・ 都道府県知事は、上記の協議が整わない場合等には、当該医療機関に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができるとし、その求めがあった場合には、当該医療機関は都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明するよう努めなければならないこととします。(新医療法第30条の15第4項及び第5項) ・ 理由等の提出を受けた都道府県知事は、上記の協議の場における協議の内容や都道府県医療審議会での説明の内容を踏まえ、その理由等がやむを得ないものと認められなければならないときは、当該医療機関に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、基準日病床機能を基準日後病床機能に変更しないことを要請・勧告(公的医療機関等の場合は命令)することができることとします。(新医療法第30条の15第6項及び第7項、第30条の17) (地域において不足する病床の機能への変更) ・ 都道府県知事は、協議の場における関係者間の協議が整わない場合等において、将来の地域における病床の必要量の達成の推進のため特に必要があるときは、医療機関に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、将来の必要量に照らし不足していると思われる病床の機能区分に係る医療を提供することその他必要な措置をとることを要請・勧告(公的医療機関等の場合は指示)することができることとします。(新医療法第30条の16及び第30条の17) ・ 上記の勧告・指示・命令に従わなかった場合はその旨の公表、地域医療支援病院や特定機能病院の承認の取消し等の措置を講ずることとします。(新医療法第30条の18並びに第29条第3項及び第4項)</p> <p>【規制の必要性】 ・ 協議の場を無視した医療機関が現れた場合や、協議の場が機能不全となった場合は、医療計画の策定主体として地域医療の提供体制について責任を有している都道府県知事が、協議の場の機能不全を是正する役割を担う必要があり、地域医療構想を実現し、患者の病状に応じた効果的かつ効率的な医療を地域で提供する体制を構築するため、所要の措置を講ずる必要があります。</p>								
想定される代替案	基準日病床機能と異なる基準日後病床機能の報告を行った医療機関等に対し、その理由について都道府県医療審議会において説明することを求めることとし、その理由がやむを得ないものでない場合、都道府県知事は必要な措置をとることを要請や勧告(公的医療機関等の場合は指示)しますが、それに従わない場合でも、その旨の公表や、地域医療支援病院や特定機能病院の承認の取消しといった措置はとらないこととします。								
規制の費用	費用の要素	代替案の場合							
1 遵守費用	基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関等について、都道府県知事の要請や勧告等に従う必要が生じ、そのための費用が発生します。	地域医療構想の達成に際して、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関等が、改正案の場合に比して増加する可能性があり、それ以外の医療機関に、追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります。							
2 行政費用	都道府県において、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能等を有する医療機関等に対する要請や勧告等にかかる費用が発生します。	都道府県において、地域医療構想の達成に際して、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関等にかかる代替措置を講ずる必要が生じ、当該措置のための費用が発生します。							
3 その他の社会的費用	特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。	特段の社会的費用は発生しないものと考えられます。							
規制の便益	便益の要素	代替案の場合							
	都道府県において策定する地域医療構想実現の効果的な推進が図られ、病床機能の分化と連携による医療資源の有効活用が進むことが期待されます。	改正案と同様の便益を発生させるためには、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関等にかかる代替措置を講ずるべく、関係者間で調整する必要があり、地域において当該医療機関以外の医療機関に追加的な負担等の影響が発生するおそれがあります。調整を行わない場合には、地域医療構想の達成の推進が損なわれ、改正案に比して便益が減少すると考えられます。							
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、代替案に比して、基準日病床機能と異なる基準日後病床機能を有する医療機関等において都道府県知事の要請や勧告等に従うための費用が一定程度多く発生し、また、都道府県が公表等を行うための費用も発生しますが、地域医療構想達成の効果的な推進を通じて、地域医療の総合的な質の向上といった便益が確実に還元されるものと考えられます。この便益は、将来世代にわたり享受できるものです。さらに、代替案の場合、必要な調整を行わなければ、代替案のほうが改正案に比して便益が減少すると想定されることから、改正案を採用することが望ましいと考えられます。								
有識者の見解その他関連事項	社会保障審議会医療部会「医療法等改正に関する意見」(平成25年12月27日)(抄) 仮に、「協議の場」の合意に従わない一部医療機関が現れ、地域医療ビジョンで定めた必要量に照らして過剰な医療機能の病床をさらに増やそうする場合や、何らかの事情により「協議の場」が機能しなくなり、機能分化・連携が進まない場合等については、これに対処するために、都道府県の役割として、以下の措置を設ける必要がある。 [既存医療機関による医療機能の転換] ① 既存医療機関が必要量に照らし過剰な医療機能に転換しようとする場合 ・ 都道府県知事は、あらかじめ、医療機関に対して、医療審議会での説明や転換計画書の提出を求めた上で、転換にやむを得ない事情がないと認める場合には、医療審議会の意見を聴いて、転換の中止を要請・指示することができることとする。 ・ 医療機関が都道府県知事の要請等に従わない場合には、現行の医療法上の措置に加えて以下の措置を講ずることができることとする。 イ 医療機関名の公表 ロ 各種補助金の交付対象や福祉医療機構の融資対象からの除外 ハ 地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し								
レビューを行う時期又は条件	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の附則において、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。								